

# 消 防 計 画 書

事業所名 大 槌 町 役 場

# 目 次

第 1 章 総 則 .....	1
第 1 条 目 的 .....	
第 2 条 適用範囲 .....	
第 3 条 防火管理者及び事務局 .....	
第 4 条 防火管理者の権限及び業務 .....	
第 5 条 消防機関への報告並びに連絡 .....	
第 2 章 予防管理対策 .....	2
第 6 条 予防管理組織等 .....	
第 7 条 火災予防をするための組織 .....	
第 8 条 点検・検査を実施するための組織 .....	
第 9 条 点検検査の記録及び報告 .....	
第 10 条 不備欠陥事項の整備 .....	
第 11 条 火災予防上の遵守事項 .....	
第 3 章 自衛消防活動対策 .....	3
第 12 条 自衛消防組織 .....	
第 13 条 通報・連絡 .....	
第 14 条 消火活動 .....	
第 15 条 避難誘導 .....	
第 16 条 消防隊への情報提供等 .....	
第 4 章 防災教育及び訓練 .....	4
第 17 条 防災教育 .....	
第 18 条 自衛消防訓練 .....	
第 5 章 災害対策 .....	5
第 19 条 震災予防対策 .....	
第 20 条 地震後の安全確認 .....	
第 21 条 地震後の活動 .....	
第 22 条 避難 .....	
別 表 .....	7
別表第一 予防管理組織 .....	
別表第二 点検検査を実施するための組織 .....	
別表第三 自衛消防組織 .....	
別表第四 自主点検表 .....	

# 大槌町役場庁舎消防計画

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、大槌町役場庁舎(以下「庁舎」という。)における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この計画は、庁舎に勤務し又は出入りするすべての者に適用するものとする。

### (防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は、総務部長とし、事務局を に置き、この計画実施にあたっては、すべての事務を行うものとする。

### (防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 管理権原者に対する助言及び報告
- (8) その他防火管理上必要な業務

### (消防機関への報告並びに連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出
- (3) 消防設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請

(5) その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要な事項

## 第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 予防管理組織は、火災予防をするための組織と建物等の自主点検検査をするための組織とする。

(火災予防をするための組織)

第7条 火災を予防するための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階ごとに防火担当責任者を、部屋ごとに火元責任者を別表一のとおり指定し、次の業務を行うものとする。

(1) 防火担当責任者の業務

ア 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督

イ 防火管理者への報告及び補佐

(2) 火元責任者の業務

ア 担当区域内の火気管理

イ 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の機能の日常維持管理

ウ 地震発生時における、火気使用設備器具の安全確認

エ 防火担当責任者への報告及び補佐

(点検検査を実施するための組織)

第8条 自主点検検査を実施するための組織は、消防用設備等の点検及び建物等の検査を行う自主点検検査班とする。

2 自主点検検査班の指定及び実施時期は別表二のとおりとし、点検の方法は、別表四に定める点検表に基づき実施する。

(点検検査の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、各点検検査班からの報告をまとめ、台帳に記録しておくものとする。

(不備欠かん事項の整備)

第10条 防火管理者は、各点検検査に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、その促進を図るものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第11条 庁舎に出入りする者は、火災等の災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた場所以外では、火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (2) 防火管理者等は、庁舎内外の喫煙行為に注意し、必要な指示を行うこと。
- (3) 避難口に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、避難口の付近には避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

### 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防組織)

第12条 火災、地震、その他の災害が発生したとき、被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を編成する。この組織及び分担については、別表三のとおり定めるものとする。

2 防火管理者は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を行うものとする。

- (1) 来庁者等の避難開始命令及び避難状況の把握
- (2) 各種災害の状況を把握し、自衛消防活動上必要な指揮、命令
- (3) 消防機関の災害現場への誘導及び情報の提供

(通報、連絡)

第13条 火災を発見した者は、通報連絡係を通じて、直ちに消防署へ通報するとともに、庁舎内外に報知する。

(消火活動)

第14条 初期消火係は、火災発生の際と同時に、発生場所に急行して消火器等を操作し、初期消火を行うものとする。

(避難誘導)

第15条 避難誘導係は、火災発生の際同時に庁舎の出入口を開放し、来庁者等の安全な避難誘導を行うものとする。

(消防隊への情報提供等)

第16条 通報連絡係は、到着した消防隊に対して、火災の延焼状況、燃焼物件、逃げ遅れた者の有無等について情報を提供するとともに、火点場所への誘導を行うこと。

## 第4章 防災教育及び訓練

### (防災教育)

第17条 防火管理者は、次により防災教育を行い、防火管理の徹底を図るものとする。

対象者	防災教育の内容	実施時期
全職員	1 消防計画の周知徹底 2 防火管理に関する職員各自の任務、並びに責任の周知徹底	4月
新規採用職員	3 来庁者に対する人命安全に関する基本的事項 4 火災予防上の遵守事項の徹底 5 震災予防措置 6 地震時の初動措置 7 その他火災予防上必要な事項	随時

### (自衛消防訓練)

第18条 防火管理者は、次により訓練を行い、災害時における諸活動の熟練を図るものとする。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は、大槌消防署の指導を要請する。	5月又は11月
部分訓練	消火訓練 消火器具の取扱い要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。	随時
	通報訓練 消防署（119番）への通報要領及び火災発見時の連絡体制の習熟を図る。	随時
訓練	避難訓練 避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。	随時

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、事前に電話などにより大槌消防署に通知するものとする。

## 第5章 災害対策

### (震災予防対策)

第19条 各点検検査班及び火元責任者は、地震時の災害を予防するために第2章に基づく各種点検、検査に合わせて次の事項を行う。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び庁舎内に陳列、設置する物件の倒壊転倒、落下防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止
- (3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下する恐れのある物品の除去
- (4) 危険物品等の転倒、落下、浸水等による流出などの予防措置
- (5) 大規模な地震の発生に関する予知情報又は警戒宣言が発令された場合における業務の自主規制処置

（地震後の安全確認）

第20条 防火管理者は、地震時の二次災害を防止するため、各火元責任者を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、破損、変形等の個所について応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用供給を開始すること。

（地震時の活動）

第21条 地震時の活動は、第3章各条によるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 防火管理者及び自衛消防隊員は、人命安全確保を図るための措置を積極的に実施するとともに来庁者等に対し指導を行うものとする。
- (2) 防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。
- (3) 庁舎で火災発生危険を伴う器具を使用しているものは、電源や熱源を停止し、安全を確保する。
- (4) 自衛消防隊員は、消防活動体制をとる。

（避難）

第22条 防火管理者は、大規模な地震の発生に関する予防情報又は警戒宣言が発令された場合には、ただちに業務を停止するとともに、来庁者等に伝達し、大槌町中央公民館に避難誘導する。

附 則

この消防計画は、平成25年 月 日から施行する。

別表一

- 1 防火管理者 総務部長
- 2 防火担当責任者・火元管理者

棟	部屋名称	防火担当責任者	火元責任者
庁舎 1 階	被災者支援室		
	町民課		
	福祉課		
	農林水産課・商工労政課		
	税務会計課		
庁舎 2 階	総務課・町長室		
	副町長室		
	財政課		
	復興推進課		
	用地建築課		
	環境整備課		
	都市整備課		
庁舎 3 階	議会事務局		
	議場		
	議長・副議長室		
	議員控室		
	委員会室		
	総合政策課		
	監査委員室		
	各会議室		
庁舎 4 階	職員組合室		
	放送室・サーバー室		
	書庫・備蓄倉庫		
共有スペース	各階廊下・給湯室・トイレ		
多目的会議室			



別表二

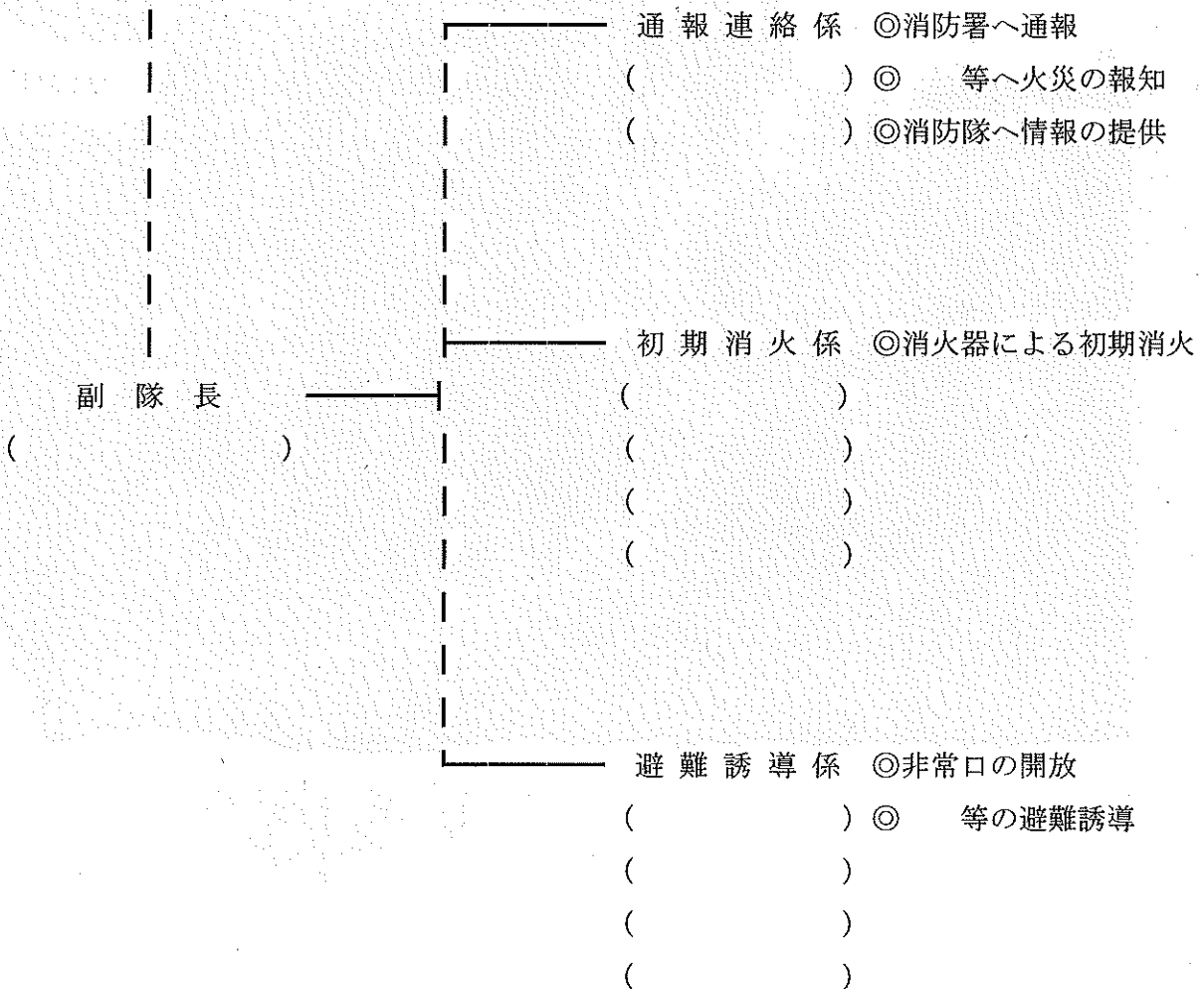
1 自主点検検査班 財政課管財班

検 査 対 象	実 施 時 期
建 築 物	4 月 、 10 月
火 気 使 用 設 備 器 具	4 月 、 10 月
電 気 設 備 器 具	4 月 、 10 月
危 険 物 施 設	4 月 、 10 月
機 械 設 備	4 月 、 10 月

別表三

自衛消防隊長

( )



別表四

## 自主点検表

場所	担当	点検事項	実施日			
			／	／	／	／
1階		避難通路、廊下が確保されていること				
		防火戸等の閉鎖障害がないこと				
		消火栓、消火器の使用障害がないこと				
		避難器具の使用障害がないこと				
		非常口が適正に使用できること				
		電気設備・器具の使用方法が適切か				
2階		避難通路、廊下が確保されていること				
		防火戸等の閉鎖障害がないこと				
		消火栓、消火器の使用障害がないこと				
		避難器具の使用障害がないこと				
		非常口が適正に使用できること				
		電気設備・器具の使用方法が適切か				
3階		避難通路、廊下が確保されていること				
		防火戸等の閉鎖障害がないこと				
		消火栓、消火器の使用障害がないこと				
		避難器具の使用障害がないこと				
		非常口が適正に使用できること				
		電気設備・器具の使用方法が適切か				
4階		避難通路、廊下が確保されていること				
		防火戸等の閉鎖障害がないこと				
		消火栓、消火器の使用障害がないこと				
		避難器具の使用障害がないこと				
		非常口が適正に使用できること				
		電気設備・器具の使用方法が適切か				
不備事項の是正						

# 非火災報発生状況記録表

期 間  
 年 年 月 月 日から 日まで

発生月日等		発生機器等				発生場所	発生状況 発生原因	発生後の措置				
		熱感知器	煙感知器	発信機	その他			措置日	防火管理者等が行った措置	措置日	専門業者が行った措置	
月	日	天	候									